

承認第5号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

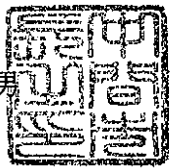
中間市長 松下 俊男

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

中間市長 松下俊男



## 中間市都市計画税条例の一部を改正する条例

中間市都市計画税条例(昭和35年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「法律第226号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項」を「附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号、附則第6項から第8項」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)」を付し、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付し、附則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中間市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第2項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

- 4 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 号)附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 項の規定の適用については、同項中「、第 37 項若しくは第 38 項」とあるのは「若しくは第 37 項」とする。

中間市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(課税の根拠)</p> <p>第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第70条第1項の規定に基づいて、都市計画税を課する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第3項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></p>	<p>本則</p> <p>(課税の根拠)</p> <p>第1条 地方税法(昭和25年法律第226号_____ )第70条第1項の規定に基づいて、都市計画税を課する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></p>

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 3 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。 )とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 3 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。 )とする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

9 (略)

10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 8 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。 )とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。 )とする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

8 (略)

9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 7 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当

当該年度分の都市計画税額」とする。

11 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

12 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

13 (略)

該年度分の都市計画税額」とする。

10 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

11 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

12 (略)